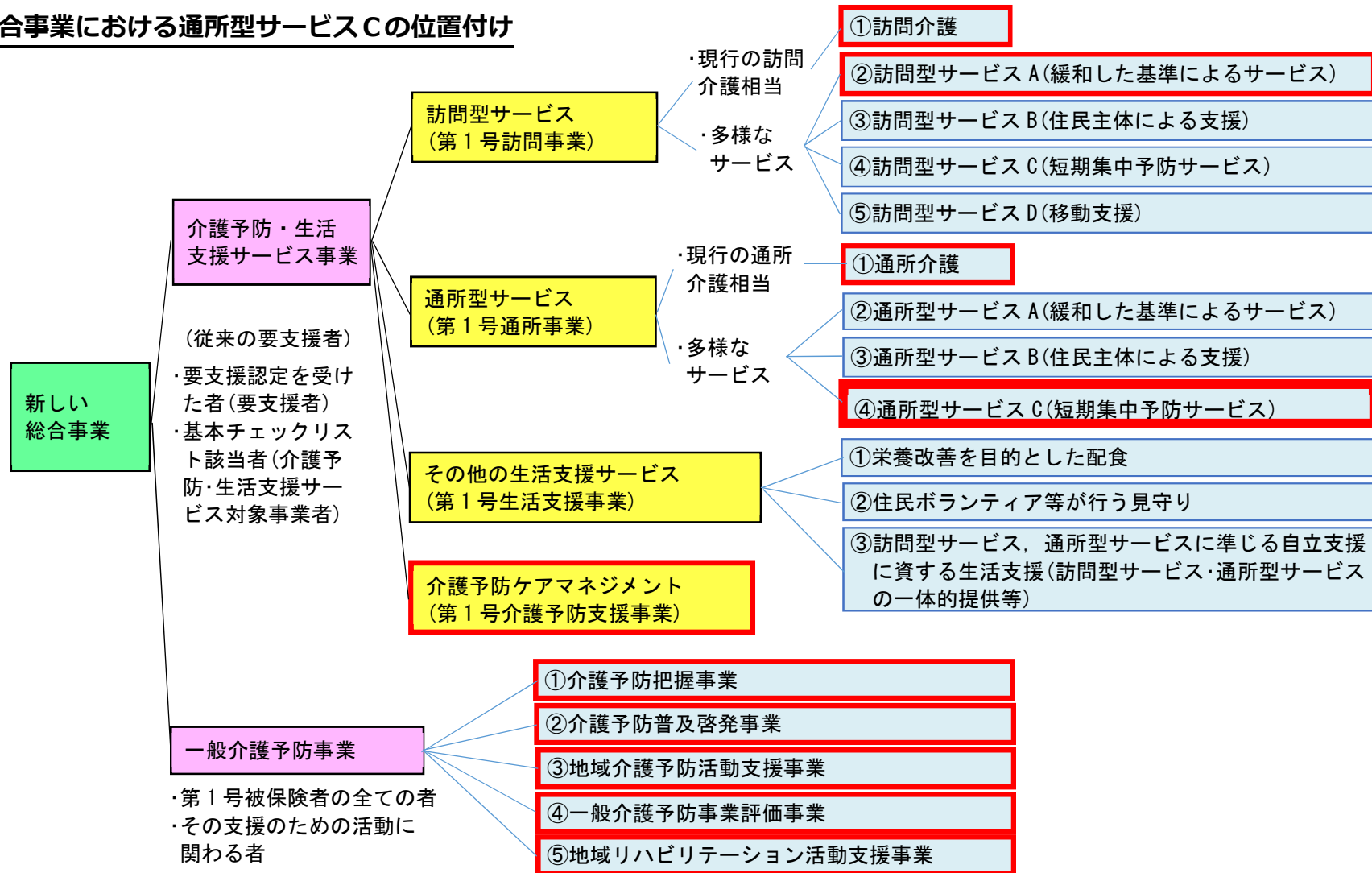


# 1 総合事業における通所型サービスCの位置付け



※赤枠が平成29年度に実施する事業

## 2 通所型サービス（内容・単価）

通 所 型 サ ー ビ ス		
種 別	国基準通所型サービス （現行の介護予防通所介護に相当）	通所型サービスC （基準緩和型サービス）
内 容	日常生活上の介護および機能訓練	運動器機能や口腔機能向上の訓練（3～6か月の短期間で実施）
利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体機能や認知機能の低下等があり、通所介護などの専門的支援を必要とする方</li> <li>・既に通所介護を利用中で、利用継続を必要とする方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動器や口腔機能の低下等があり、一定期間機能訓練を受けることにより、機能の維持・改善が見込まれる方</li> </ul>
費用単価	現行の介護報酬単価と同額（月額包括報酬） <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援1 16,470円／月</li> <li>・要支援2 33,770円／月</li> <li>・事業対象者（週1回） 16,470円／月</li> <li>・事業対象者（週2回） 33,770円／月</li> </ul> ※加算・減算も現行どおりとする。	単価報酬 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間 1,400円</li> <li>・送迎加算 470円（片道）</li> <li>運動：週1回 1時間または2時間</li> <li>口腔：月1～2回 1時間</li> </ul> <b>【例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動を週1回・2時間・送迎無し 11,200円／月</li> <li>・運動を週1回・2時間・送迎有り 14,960円／月</li> </ul> ※中山間地域等提供加算・送迎加算・定員超過利用減算・介護職員欠員減算を適用する。
利用者負担	定率（負担割合証の割合 1割または2割）	定率（負担割合証の割合 1割または2割）
実施方法	事業者指定	事業者指定

### 3 通所型サービス（指定基準）

通 所 型 サ ー ビ ス					
種 別	国基準通所型サービス （現行の介護予防通所介護に相当）	通所型サービスC （基準緩和型サービス）			
人 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>■管理者 常勤・専従 1 以上</li> <li>【資格】なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■管理者 常勤・専従 1 以上</li> <li>【資格】なし</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■看護職員 専従 1 以上</li> <li>■機能訓練指導員 1 以上</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">運動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■専門職（アセスメント、プログラム作成、機能訓練等）</li> <li>【資格】看護師，准看護師，保健師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，健康運動指導士のうち1以上</li> </ul> </td> </tr> </table>	運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■専門職（アセスメント、プログラム作成、機能訓練等）</li> <li>【資格】看護師，准看護師，保健師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，健康運動指導士のうち1以上</li> </ul>	
	運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■専門職（アセスメント、プログラム作成、機能訓練等）</li> <li>【資格】看護師，准看護師，保健師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，健康運動指導士のうち1以上</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活相談員 専従1 以上</li> <li>■介護職員 利用者15人まで 専従1 以上</li> <li>16人以降は1人に専従0.2 以上</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">口腔</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■専門職（アセスメント、プログラム作成、機能訓練等）</li> <li>【資格】歯科衛生士，看護師，准看護師，保健師，言語聴覚士のうち1 以上</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■介護職員（専門職A・Bと協働しての機能訓練等）</li> <li>利用者15人ごとに専従1 以上</li> </ul> </td> </tr> </table>	口腔	<ul style="list-style-type: none"> <li>■専門職（アセスメント、プログラム作成、機能訓練等）</li> <li>【資格】歯科衛生士，看護師，准看護師，保健師，言語聴覚士のうち1 以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■介護職員（専門職A・Bと協働しての機能訓練等）</li> <li>利用者15人ごとに専従1 以上</li> </ul>	
口腔	<ul style="list-style-type: none"> <li>■専門職（アセスメント、プログラム作成、機能訓練等）</li> <li>【資格】歯科衛生士，看護師，准看護師，保健師，言語聴覚士のうち1 以上</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>■介護職員（専門職A・Bと協働しての機能訓練等）</li> <li>利用者15人ごとに専従1 以上</li> </ul>					
設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上）</li> <li>■静養室・相談室・事務室</li> <li>■消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>■必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上）</li> <li>■静養室・相談室・事務室</li> <li>■消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>■必要なその他の設備・備品</li> </ul>			
運 営	<ul style="list-style-type: none"> <li>■内容・手続きの説明，提供拒否の禁止等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■内容・手続きの説明，提供拒否の禁止等</li> </ul>			

## 4 通所型サービス（人員配置例）

【例1】現行で利用者30人の事業所が通所型サービスCを導入する場合（合計利用者数30人のまま）

【現行 利用者30人】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
看護職員	b	■	■	■	■
機能訓練指導員	c	■	■	■	■
生活相談員	d	■	■	■	■
☆介護職員	e	■	■	■	■
☆介護職員	f	■	■	■	■
☆介護職員	g	■	■	■	■
☆介護職員	h	■	■	■	■

☆は利用者数に応じて配置が必須となる介護職員

【国基準 利用者25人】

【兼】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
看護職員	b	■	■	■	■
機能訓練指導員	c	■	■	■	■
生活相談員	d	■	■	■	■
☆介護職員	e	■	■	■	■
☆介護職員	f	■	■	■	■
☆介護職員	g	■	■	■	■
介護職員	h	■	■	■	■

【通所C 利用者5人】

【兼】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
機能訓練指導員	c	■	■	■	■
☆介護職員	h	■	■	■	■

【例2】現行で利用者25人の事業所が通所型サービスCを導入する場合（合計利用者数25人→40人）

【現行 利用者25人】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
看護職員	b	■	■	■	■
機能訓練指導員	c	■	■	■	■
生活相談員	d	■	■	■	■
☆介護職員	e	■	■	■	■
☆介護職員	f	■	■	■	■
☆介護職員	g	■	■	■	■
介護職員	h	■	■	■	■

【国基準 利用者25人】

【兼】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
看護職員	b	■	■	■	■
機能訓練指導員	c	■	■	■	■
生活相談員	d	■	■	■	■
☆介護職員	e	■	■	■	■
☆介護職員	f	■	■	■	■
☆介護職員	g	■	■	■	■
介護職員	h	■	■	■	■

【通所C 利用者15人】

【兼】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
機能訓練指導員	c	■	■	■	■
☆介護職員	h	■	■	■	■

#### 4 通所型サービスCの各プログラムの実施内容

	運動器の機能向上のプログラム	口腔機能向上のプログラム
<b>概要</b>	骨折予防および膝痛・腰痛予防や痛みの改善など、加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を行う。	口腔内の清潔維持や摂食・嚥下機能の低下を予防する観点から、口腔機能向上のための教育、口腔清掃の自立支援、摂食・嚥下機能訓練の指導等を実施する。
<b>期間</b>	3～6か月 ※サービス実施期間終了後、当該利用者に再度サービスを実施する場合は、6か月以上の期間を置く。	3～6か月 ※サービス実施期間終了後、当該利用者に再度サービスを実施する場合は、12か月以上の期間を置くものとする。
<b>回数・時間</b>	週1回、1回あたり1時間または2時間	月1回または2回（週1回が上限）、1回あたり1時間
<b>サービス提供の流れ</b>	<p>①専門職による事前アセスメント</p> <p>対象者の身体機能の状態や、それを踏まえたプログラムの実施に係る危険性等について把握し、評価する。</p> <p>②専門職による第1号通所事業計画書の作成</p> <p>アセスメントの結果を踏まえ、利用者ごとのプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した第1号通所事業計画書を作成する。その際、最長2月ごとに目標を定め、利用者の状況に応じて過度の負担がかからないようにプログラムを設定する。</p> <p>③プログラムの実施</p> <p>計画書に基づき、ストレッチや有酸素運動等を実施する。なお、1日のプログラムの中に、セルフケアのための学習時間を入れること。</p> <p>④専門職による事後アセスメント</p> <p>サービス実施期間終了時に、目標の達成度、身体機能等を評価する。また、利用者が継続して運動を行うことができるよう配慮する。</p>	<p>①専門職による事前アセスメント</p> <p>対象者の口腔機能の状態を把握し、評価する。</p> <p>②専門職による第1号通所事業計画書の作成</p> <p>アセスメントの結果を踏まえ、利用者ごとのプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した第1号通所事業計画書を作成する。</p> <p>③プログラムの実施</p> <p>計画書に基づき、口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能訓練の指導等を実施する。なお、1日のプログラムの中に、セルフケアのための学習時間を入れること。</p> <p>④専門職による事後アセスメント</p> <p>サービス実施期間終了時に、目標の達成度、口腔機能の状態等を評価する。また、利用者が継続して口腔機能を維持・向上できるよう配慮する。</p>

## 5 補足事項

### (1) 第1号通所事業計画書について

第1号通所事業計画書は、現行の介護予防通所介護計画書（資料1・2）と同様のものとなるが、通所型サービスCは3～6か月の短期集中サービスであるため、月ごとの目標やサービス提供内容（資料2・3）を記載できるよう、適宜、書式を整えていただきたい。

### (2) 具体的な機能訓練の内容等について

通所型サービスCは、従来、地域支援事業における二次予防事業として実施してきた通所型介護予防事業と同等のサービスである。各プログラムの内容については、『介護予防マニュアル改訂版（厚生労働省 平成24年3月版）』等の資料を参考にいただきたい。

・介護予防マニュアル改訂版 該当ページ

運動器の機能向上マニュアル		口腔機能向上マニュアル	
ページ	内容	ページ	内容
46	3-1 事業の趣旨	84	5-1 事業の趣旨
	3-2 一次予防事業	85	5-2 一次予防事業
	3-2-1 実施体制		5-2-1 実施体制
	3-2-2 実施内容		5-2-2 実施内容
47	3-3 二次予防事業	86	5-3 二次予防事業
	3-3-1 事前準備	88	5-3-1 事前準備
51	3-3-2 事前アセスメント		5-3-2 事前アセスメント
52	3-3-3 個別サービス計画の作成		5-3-3 個別サービス計画の作成
53	3-3-4 プログラムの実施	89	5-3-4 プログラムの実施
56	3-3-5 事後アセスメント	91	5-3-5 事後アセスメント

### (3) 通所型サービスC実施期間終了後に再度サービスを提供する場合について

通所型サービスCの実施期間終了後、運動については6か月の期間を置くことで、口腔については1年の期間を置くことで、再度サービスを提供することが可能である。この期間、当該サービス利用者が国基準通所型サービスを利用していたか否かは問わないため、下記のような利用も可能である。

- 【例：運動の場合】
- ・ 4～9月 通所型サービスCを利用
  - ・ 10～3月 国基準通所型サービスを利用
  - ・ 4～9月 通所型サービスCを利用

### (4) 通所型サービスCの供給体制の確保について

現行の介護予防通所介護の利用者で、認定更新時に通所型サービスCを利用する方はほぼ無く、新たに要支援となった方やチェックリストに該当した方が利用するものと考えている。

函館市では現在約7,000人の要支援者がおり、その3割の約2,400人が介護予防通所介護を利用している。また、年間で新たに要支援となる方は約3,000人であることから、年間で新たに見込まれる通所型サービスの需要としては、3,000人×3割≒1,000人である。

このため、新たに通所型サービスを利用する方の選択肢として、通所型サービスCを希望する方は一定程度おり、1,000人のうちの1割（100人）は利用できる体制を確保したいと考えている。